

## 会 議 録

- 1 名 称 第2回盛土に関する専門会議
- 2 議 題 等 (1) 区域指定について  
(2) 既存盛土調査について(概要)
- 3 開催日時 令和6年4月2日(火) 14時から15時
- 4 開催場所 北九州市役所本庁舎14階 141会議室
- 5 出席者(構成員)  
廣岡 明彦、長 聡子、野田 翔兵、森元 義男、木下 結香子

### 6 経過(構成員発言内容)

#### 【事務局説明】

- (1) 「区域指定について」の説明  
(資料 P1から20)

#### 【構成員意見 → 事務局回答】

- ① 現行の規制区域と新しくできる宅地造成等工事規制区域について、許可対象となる工事の内容は同じになるのか。  
→ 崖を造る工事については、同じ内容になる。  
ただし、新たな宅地造成等工事規制区域では、盛土の高さや一時的な土石の堆積に関する項目が追加される。
- ② 特定盛土等規制区域については、宅地造成等工事規制区域よりも条件が緩くなると考えていいのか。  
→ そのように考えて問題ない。
- ③ 勾配が10分の1を超えたら傾斜地としているが、その間は存在しないのか。  
20分の1など、もう一つあいだの数値を設けていいのではないのか。  
→ 国のマニュアル等を確認し、中間値の設定ができるかどうか検討したい。

#### (実施要領確認後の見解)

国の実施要領の中で、勾配10分の1程度を超えると流出距離が大きくなる傾向があると示されている。それによると、10分の1以下であれば 流出距離/盛土高が概ね1以下となっており、地すべりによる影響は極めて低いものと考えられる。

- ④ 宅地造成等工事規制区域の中に、小さく特定盛土等規制区域となっている箇所が何か所か見られるが、不自然に思う。  
これらを宅地造成等工事規制区域にするという考え方はないのか。  
→ 市としても宅地造成等工事規制区域内の小さな特定盛土等規制区域は、盛土の誘発を防ぐためにも宅地造成等工事規制区域に含めたいと考えている。自治体の隣接部にも同様の箇所は見られるので、近隣自治体や県内の連絡会議において調整を行

い対応していきたい。

⑤ 宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域にまたがって造成を行う場合、どちらの基準に従って対応を行うのか。

→ 先行して運用している自治体の状況も踏まえて、許可基準の考え方を整理する。

⑥ 民地と公共の土地であれば杭などを打ったりするが、境界を定める考え方の決まりはあるのか。

→ 今回は杭などを明確な印を行わない。都市計画の用途地域のように、区域を設定するという考えである。国の実施要領でも、地形・地物や河川・道路などの公共物などをもとに設定することとなっている。

⑦ 集落の考え方で、少ない戸数が連続しているものを採用する方がより安全側になると思うが、それを採用せずに 50 戸の建築物が連続する地域を集落と考えた背景があるのか。

→ 盛土規制法での市街地・集落等は、市街地や市街地に準ずるような区域と考えている。市街地やこれに近い広がりを持つ集落として考えた場合、都市計画法の集落要件が相応しいと考えた。仮に宅地造成等工事規制区域に含まれなくても、特定盛土等規制区域でカバーされる。

⑧ 区域として変わらない地域もあるかもしれないが、全体としてはサービス性が向上すると考えていいのか。

→ 対象の区域が広がるため、安全性は向上する。これまで区域外の相談については、法律上指導を行う権限がなかったが、新たな運用では対応可能となる。

⑨ 既に存在する 30° を超える崖も規制の対象になるのか。

→ 既存の崖等については、健全な状態であれば指導対象にならない。

⑩ 部分的に空白の地域も見られるが、どのように対応するのか。例えば、何㎡以内であれば対象区域に加えるという基準などはないのか。

→ 対象区域に含めたいと考えている。

実施要領による基準などはない。県内でも同様の課題があるため、連絡会議で情報交換しながら検討していく。

#### 【事務局説明】

(2)「既存盛土調査について(概要)」の説明(資料 P21 から 24)

## 7 問い合わせ先

都市戦略局 計画部 開発指導課

電話番号 093-582-2644